

2016年度

一般財団法人草の根サイバーセキュリティ運動全国連絡会 少額支援制度 募集要項

1. 支援の対象

全国会員が行う、次の事業に対して支援する。

- ① サイバーセキュリティの普及及び啓発に関する事業
- ② サイバーセキュリティに関する調査、研究及び情報の提供に関する事業

※「サイバーセキュリティ」には、それを維持するためのものを含む。

例) 情報モラル、情報技術の利活用、利用者利便性の向上等

2. 支援金の名称及びその内容

名称：	2016年度 Grafsec-J 少額支援金
内容：	上記助成対象の範囲において、次の経費を支援する。 《支援対象経費》 ・講師の謝金／旅費交通費 ・会場費 ・学生等、経済的に困難がある参加者の交通費 ・ ※原則として領収書、レシート等金額の証左が取れるものに限る。(近距離公共交通機関等の発行が困難なものは領収書省略可) 《支援対象としない経費》 ・上記講師謝金を除く人件費(全国会員内部の人件費及び外部の者を雇用するための経費) ・茶菓等を含む飲食費(会場の都合により、会場費に含まれて請求される場合を除く。) ・固定資産とされる10万円を超える機材の購入等の一部に充当する場合。
金額：	1会員あたり年度内(2016年11月30日までに支援事業実績報告書兼支援金請求書を提出できる事業)において上限3万円とする。
回数：	年度内、支援金の使途は複数でもよいが、支援金の交付は1回に限るので、まとめて申請・請求すること。
申請期間：	2016年4月1日から9月30日まで・

3. 支援を受ける全国会員の義務

支援を受ける全国会員は、支援を受けるにあたって、少額支援規程に従うこと。事業完了時には、速やかに少額支援事業実施報告書兼請求書報告書(様式第3号)を事務局長に提出すること。また事業遂行時には、Grafsec-Jの支援事業であることを明確にすること。

4. 申請方法

支援の申請をする全国会員は、支援を希望する事業の目的、内容、支援を希望する金額とその用途及びその他必要な事項を記載した少額支援申請書(様式第1号)を事務局長あてに郵送又は電子メールにて提出すること。

5. 審査方法

少額支援規程に基づき、Grafsec-J 理事・監事に対する意見照会又は理事会において決定する。審査の過程において、必要に応じて追加資料の提出や説明を依頼する場合がある。

6. 審査所要期間

理事会による決定の場合、3か月程度要する場合がありますので、早めに申請すること。ただし、支援対象外となる可能性を承知の上、先行して事業を実施することを妨げない。

7. 決定の通知

審査結果については、5の意見照会又は理事会での決定後、助成金決定通知書(様式第2号)をもって通知する。

8. 申込み・問合せ先

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-16-1
一般財団法人草の根サイバーセキュリティ運動全国連絡会
少額支援制度応募係

E-mail : office@grafsec.or.jp

TEL : 03-6757-6007

申請書は、一般財団法人草の根サイバーセキュリティ運動全国連絡会のホームページからダウンロードしてください。

<http://www.grafsec.or.jp/>

以上